

小規模多機能型居宅介護をご利用するにあたり 参考にしていただきたいこと

1. 小規模多機能型居宅介護の良い点

小規模多機能型居宅介護は、通所、訪問、泊まりの全てのサービスをひとつの事業所との契約で受けられます。

小規模多機能型居宅介護は 24 時間 365 日運営しております。

ひとつの事業所が、通い、訪問、泊りを提供するということは、施設での過ごし方のほか、ご自宅でのご様子など、ご利用者様ごとに違う生活環境や、生活リズムに触れる機会、感じる機会を多く持つことができ、おひとりおひとりのご利用者様をより深く理解することができます。施設にお泊りする際などには、個別性に配慮し、価値観を尊重したケアを心掛け、1 日をご安心してお過ごしいただけるよう努めております。

2. 地域密着型施設としての機能について

地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、2006 年 4 月の介護保険制度改革により創設されました。利用には、サービス事業所と同じ市区町村に住民票があり、要介護認定を受けていることなどが条件です。

地域密着型サービスには、地域住民や地域の関係者との連携が重視され、サービス提供の実施に関する会議（運営推進会議）の開催が義務付けられています。地域の声、地域のニーズに合ったサービス提供における関係性の構築を定期的に図りながら運営する仕組みになっています。

このように地域コミュニティとの強い連携をすることで、

- ・「地域住民やボランティアとの交流機会」

地域との関わりが増えることは見守りなどのネットワークが構築され、

より安心した生活につながります。

- ・「地域の行事への参加」

これまでと同じように地域との関わりの中でお過ごしいただけるよう季節ごとの

催しを取り入れております。

- ・「地域の医療機関や他の種別の福祉事業所との連携や情報交換」

定期的な学びの機会をつくり、多角的な視点から得られる情報を交換し、連携を図

っております。

- ・「災害時などの共助」

特に近年全国各地で地震、風水害が毎年のように時期を問わず発生しております。

介護事業者は、ご利用者様の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担

っており、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続す

る、「業務継続計画」の策定が義務づけられております。災害時に円滑に助け合い

ができるように、日常から地域での助け合いについても備えるよう計画し、定期的

な訓練を実施しております。

3. 通い（施設への通所）は、柔軟な利用が可能です。

「午前中だけ」「午後だけ」など短時間のご利用や、夕方以降に帰宅する「長時間」のご利用など、ご利用者様の生活リズムや、ご家族様の都合に合わせた時間でのご利用が可能です。

①例えば、「施設で入浴して、昼食後はゆっくり自宅で過ごしたい」

このような場合には、午前中にお風呂に入り、昼食を摂って帰宅することが出来ます。

②例えば、「家族と同居しているけれど、家族の仕事の事情で帰宅を遅らせてもらいたい」

このような場合には、施設で夕食を済ませてからの帰宅も可能です。

☆通所や宿泊には1日当たりの利用定員がございますが、その範囲内で柔軟な利用が出来ます。なお、利用時間の変更に伴う追加費用はございません。（食事を摂った場合は、その食費分が掛かります）

4. 「訪問」は、長時間・短時間・緊急時など、利用者は必要な時に必要な量の支援を受けることができます。

①例えば「長時間」が想定されるケース

総合病院などでは受診にかかる時間が長くかかりますが、病院受診の送迎や付き添いは、ご利用者様の状態やご家族様の関わりに合わせてご対応します。

なお、通所や訪問に係る送迎費用は無料です。訪問時間や病院の付き添いが長時間になった場合でも追加料金はございません。

②例えば「短時間」が想定されるケース

食事のお届けに合わせた安否確認や服薬のための短時間だけの訪問も可能です。

ご利用時間の変更や中止にかかるキャンセル料等はございません。

③例えば「緊急」が想定されるケース

急な体調変化や緊急時は昼夜を問わず駆け付け、状況に応じてご家族や医療と適切に連携を図ります。

ご利用にあたっての留意点について

・既に担当のケアマネジャーがいる場合でも、小規模多機能型居宅介護をご利用する場合は施設ケアマネジャーに変更となります。

・既に介護保険サービスをご利用されている場合、「訪問介護」「訪問入浴介護」「デイケア」「デイサービス」「ショートステイ」等は、小規模多機能型居宅介護と併用ができません。

但し、小規模多機能型居宅介護を利用していても、介護度ごとの区分支給限度基準額の範囲内で、「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「福祉用具貸与」及び「居宅療養管理指導」のサービスは併用が可能です。

・小規模多機能型居宅介護は、負担限度額認定※の対象外施設です。

※負担限度額認定＝所得の低い方については負担の上限額（負担限度額）が定められ、「介護保険負担限度額認定証」を事業者に提示することにより居住費や食費が軽減されるものですが、小規模多機能型居宅介護はその事業の対象外となっております。